

## 第4回上越地域合併協議会を開催

- 「一般職の職員の身分の取扱い」
- 「一部事務組合等の取扱い」
- 「慣行の取扱い」
- 「各種事務事業の取扱い(その2)」が決定

12月24日、上越市厚生南会館を会場に第4回上越地域合併協議会が開催され、「一般職の職員の身分の取扱い」など4つの協議事項が決定されました。

また、新たに7つの協議事項について提案を行いました。

なお、前回までは、合併協定書に記載する事項である「構成市町村の合併に関する協議として協議する事項」のみの協議でしたが、今回から、「市町村建設計画の作成のため協議する事項」や、「他の合併協議と並行して協議する事項」についても協議を開始しました。

### ■■■■■■■第4回協議会での提案事項■■■■■■■

- 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
  - ・特別職の身分の取扱い
  - ・各種事務事業の取扱い(その3)
- 市町村建設計画の作成のため協議する事項について
  - ・計画策定の方針
  - ・新市建設の基本方針
  - ・新市の施策及び事業
  - ・財政計画
- 構成市町村の合併に関し必要な事務として他の合併協議と並行して協議する事項について
  - ・自治基本条例

第4回協議会では、「一般職の職員の身分の取扱い」、「一部事務組合等の取扱い」、「慣行の取扱い」のほか、「各種事務事業の取扱い(その2)」として提案されていた167件の取扱いが決定されました。

また、「特別職の身分の取扱い」など構成市町村の合併に関する協議として協議する事項を始め、市町村建設計画の作成のため協議する事項である「計画策定の方針」などや、他の合併協議と並行して協議する事項の「自治基本条例」についても提案を行いました。これらの提案のうち、「自治基本条例」については、幹事会で整理された論点が提案され、それをもとに小委員会における調査、審議等始めることに決まりました。

この他に、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、幹事会で調整が整わなかった事項として会長が報告し、協議が行われました。その結果、「特例を適用するかどうか」、「定数特例か、在任特例か」、「特例の期間を、上越市の議員の残任期間のみとするか(3年3か月)、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間も特例とするか(計7年3か月)」の3つを論点に小委員会で調査、審議等を行うことになりました。

今回は、決定事項を始め、現在、協議会に提案されている協議事項をお知らせします。さらに、取扱いが決定した各種事務事業について、前回の協議会で決定したものと合わせてお伝えします。このほかに、協議事項の中で住民の皆さんと関連が深いものなどについて、前回と同様にQ&Aでご紹介します。

## 第4回協議会での決定事項

### ○一般職の職員の身分の取扱い

- 1 全職員を通じて公平な取扱いを原則とする。
- 2 各町村の一般職の職員は、すべて上越市の職員として引き継ぐこととする。
  - (1)任用：組織に応じた職制の整理を実施することとする。
  - (2)給与：合併時における現給保障を原則とする。
  - (3)配置：組織に応じた適正な配置を行うこととする。その際、事務の継続性に十分に配慮することとする。
- 3 特別職の職員(三役を除く。)の設置の必要性及びその処遇については、個別に検証することとする。

### ○一部事務組合等の取扱い

- 1 構成市町村の全部又は一部で組織している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって解散し、上越市に引き継ぐこととする。
- 2 構成市町村の全部又は一部とその他の地方公共団体で組織している一部事務組合等については、各町村は合併の日の前日をもって脱退し、上越市がその地位を引き継ぐこととする。

ただし、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合については、上越市は各町村の地位を引き継がないこととする。

### ○慣行の取扱い

市章及び市旗、憲章及び宣言並びに市の木・花は、上越市に統一することとする。

市推奨の木・花には、各町村の木・花を加えることとする。

上越市民の歌は、合併後に内容を見直すこととする。

### ○各種事務事業の取扱い(その2)

別冊「事務事業一覧(その2)」1ページ及び2ページの163件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その2)」3ページの4件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

※「別冊」の事務事業については、11ページ以降に掲載されています。